

## 日本歯科医学会会長賞授賞基準

第1条 この基準は、日本歯科医学会規程第27条の規定に基づき、これを定める。

第2条 日本歯科医学会会長賞（以下「学会会長賞」という。）は、この基準の定めるところにより授与する。

第3条 専門分科会代表者、認定分科会代表者、歯科大学学長、大学歯学部長、日本歯科医師会会長は、次の各号の1に該当する者があった場合、日本歯科医学会（以下「学会」という。）所定の様式により毎年7月末日までに学会会長に推薦するものとする。

- 一 歯科医学・医術の研究に成果を収め歯科医学・医療の向上に特に顕著な貢献があったと認められる者。
- 二 歯科医学教育に30年以上従事し、その向上に特に著しい功績があったと認められる者。
- 三 地域歯科医療に30年以上従事し、地域において指導的な役割を担い、地域社会の歯科保健衛生の向上に著しい功労があったと認められる者。

第4条 学会会長は、第3条の規定に該当する者の推薦があった場合、学会顕彰審議会の議を経て学会理事会において、7名以内を選び、学会会長賞を授与する。

授賞は、当該年度2月開催の評議員会において行う。

- 2 学会会長賞に副賞を合せて授与する。
- 3 第1項の学会顕彰審議会は、委員若干名をもって構成し、学会会長が委嘱する。
- 4 学会顕彰審議会委員の任期は、その委嘱した学会会長の在任期間とする。

第5条 この基準の改廃は、学会理事会の議を経て評議員会の議決を要する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

## 日本歯科医学会会長賞について

日本歯科医学会会長賞被推薦者が死亡した場合の取り扱いを、次のとおりとする。  
本学会最高の顕彰である同会長賞の授与は、本学会会員を対象としている。  
従って、被推薦者が死亡した場合は、会員籍上、死亡退会の取り扱いとなるので、授賞対象者とはならない。  
ただし、学会理事会（学会常任理事会）決定後の受賞者の死亡は、この限りでない。

## [関連条文]

日本歯科医学会会長賞は、本学会最高の顕彰である。

(学会規程第27条第2項)

本学会は、歯科医学研究または歯科医学教育若しくは地域歯科医療に顕著な功績のあった者に日本歯科医学会会長賞を授与し顕彰する。

(学会規程第27条第1項)

## [参 考]

1. 対 象 者：本学会会員（日本歯科医師会会員、専門分科会会員、認定分科会会員）
2. 推 薦 者：専門分科会代表者  
認定分科会代表者  
(母 体) 歯科大学学長  
大学歯学部長  
日本歯科医師会会長
3. 推薦依頼の時期：毎年4月上旬
4. 推薦の締切日：毎年7月末日
5. 推薦者審議機関：学会顕彰審議会（11月末日答申）
6. 受賞者決定機関：学会理事会（2月）
7. 授 賞 式：学会評議員会（2月）

第6回常任理事会付議・決定（平成13年9月10日）

日本歯科医学会会長賞の授賞式までの流れ（被推薦者の死亡の取り扱いについて）										
作業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	2月	2月	取り扱い内容
	母体へ推薦依頼				推薦の締切（推薦書受理） 諮問書の作成		顕彰審議会審議	顕彰審議会答申	学会常任理事会・学会理事会決定	
死亡の時期	→									◇対象者として顕彰審議会へ諮問しない
						→				◇顕彰審議会で審議の対象から除外する
								→		◇答申の候補者から除外する
									→	◇受賞者として扱う
学会第6回常任理事会付議・決定（2001.9.10開催）										